



市 からの 連絡 帳

届け出・年金

来庁者の本人確認を行っています

市民課業務は各種届け出などの受付事務に関して、個人情報の保護を図り、住民に関する記録の管理を適正に行う必要があります。このため、両庁舎市民課および各出張所の窓口での各種届け出や各種証明書の請求の際に、来庁した方の本人確認を実施しています。

運転免許証や旅券・住民基本台帳カード(写真付き)などの官公署が発行した顔写真付きの身分証明書であれば1点、健康保険証や年金手帳などの場合は2点以上、本人と確認できるものをご持参ください。

◆代理人による届け出

代理人による届け出や証明書の請求には、委任状が必要になります。委任者本人の自筆で、次の事項を記載してください。

- ①代理人の住所・氏名・生年月日
 - ②委任事項
 - ③委任する日
 - ④委任者本人の住所・署名・押印(印鑑登録については登録する印鑑を押印)
- ※代理人の本人確認も行っています。
◆市民課 ☎(042-460-9820)
☎(042-438-4020)

住民基本台帳の閲覧の利用状況

住民基本台帳法に基づき、平成23年度の住民基本台帳の閲覧状況を公表します。

□閲覧件数

- 国または地方公共団体(住民基本台帳法第11条第1項による閲覧)…10件
- 個人または法人(住民基本台帳法第11条の2第1項による閲覧)…42件

閲覧の詳細については、市HPおよび情報公開コーナー(両庁舎1階)でご覧ください。

◆市民課 ☎(042-460-9820)

住民票等自動交付機をご利用ください

暗証番号を登録してある「ほうや市民カード」または「西東京市民カード」をお持ちの方は、住民票等自動交付機で住民票の写しと印鑑登録証明書を取得できます。

住民基本台帳法改正により、外国人住民の方も自動交付機で住民票を取得できるようになりました。

□自動交付機利用の交付手数料

1通 200円

□設置場所・利用時間

設置場所	利用できる曜日・時間
田無庁舎(2階ロビー)	
保谷庁舎(1階ロビー)	月～金曜日…午前8時30分～午後8時 土・日曜日、祝日…午前9時～午後5時
ひばりヶ丘駅前出張所(西武池袋線ひばりヶ丘駅南口HIBARI TOWER 1階)	
柳沢公民館(西武新宿線西武柳沢駅南口)	月～金曜日…午前9時～午後8時 土・日曜日、祝日…午前9時～午後5時 ※第4月曜日は休み
芝久保公民館(芝久保町5-4-48)	
保谷駅前公民館(西武池袋線保谷駅南口ステア4階ロビー)	
東伏見ふれあいプラザ(富士町4-33-15飯田ビル1階)	火～金曜日午前9時～午後7時 土・日曜日、祝日…午前9時～午後5時 ※月曜日から祝日が連続する場合は、祝日明けの平日が停止

※いずれも12月29日～翌年1月3日は休み



住民票等自動交付機

◆市民課 ☎(042-460-9820)
☎(042-438-4020)

会社などを退職の際は国民年金の手続きを

日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の方は、厚生年金や共済組合に加入している場合を除き、国民年金に加入することになっています。

会社などを退職し厚生年金または共済組合を脱退した方と、退職した方の扶養になっている配偶者は、国民年金第1号への加入手続きが必要です。印鑑、年金手帳または基礎年金番号が確認できるもの、雇用保険被保険者離職票または退職証明書などを持参のうえ、手続きをしてください。

退職日の翌日に再就職し、厚生年金や共済組合に加入する場合は、手続きは不要です。また、これに該当する方の扶養になっている配偶者は、国民年金第3号被保険者となりますので、配偶者の勤務先で手続きが必要です。

□申請場所 保険年金課(田無庁舎2階)、市民課保谷庁舎総合窓口係(保谷庁舎1階)、各出張所

◆保険年金課 ☎

(042-460-9825)

福祉

東京都福祉サービス第三者評価をご存じですか

市では、福祉サービスの利用者が自分に合ったサービスを選択する際の目安となる情報提供を行い、併せてサービス提供事業者のサービス向上への取り組みを支援するため、福祉サービス第三者評価の普及・啓発を進めています。

◆福祉サービス第三者評価とは

事業者でも利用者でもない第三者の評価機関が、客観的に福祉サービスの内容や質などを評価し、その結果を公表します。

平成23年度は、市内の公立施設8カ所、民間施設48カ所が第三者評価を受けました。その結果は、下記HPで閲覧することができます。

HP <http://www.fukunavi.or.jp>

市では、市報や市HPで第三者評価を普及・啓発するとともに、介護保険連絡協議会などを通じ、事業者第三者評価受審を促しています。

◆受審費補助金を交付します

市では、市内に事業所があり、東京都が定める福祉サービスを提供する事業者に対し、第三者評価を受審する費用の一部を補助します。補助金を活用し第三者評価を実施する場合は、市の認定が必要になりますので、生活福祉課までご連絡ください。

◆認定ステッカーは評価を受けた目印です

第三者評価を受審した事業者には、東京都福祉サービス評価推進機構から認定ステッカーが交付されます。ステッカーは事業所の入り口や自動車などに掲示されていますので、参考にしてください。

◆生活福祉課 ☎

(042-438-4024)

くらし

おすすめします「中退共制度」～掛け金の一部を補助～

中小企業退職金共済制度(中退共制度)は、中小企業で働く従業員のための国の退職金制度です。

□中退共制度の特色 ①国の制度なので安心 ②掛け金は全額非課税で有利 ③外部積立型なので管理が簡単[※]

申 所定の申込書に記入・押印のうえ、お近くの金融機関へ。

☎ 勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部 ☎(03-6907-1234)

◆市の助成

□要件 ①市内に事業所または事務所がある中小企業者 ②勤労者退職金共済機構(国)が実施する中小企業退職金共済事業による退職金共済契約を締結し、共済掛け金を納付している[※]

□補助金額 該当する従業員の掛け金に対して、加入時から36カ月を限度として1人月額500円を補助(1カ月の掛け金が2,000円以下の従業員は月額300円)。

◆産業振興課 ☎

(042-438-4041)

ご存じですか

情報公開・個人情報保護制度

◆総務法規課 ☎(042-460-9811)

市の情報公開制度・個人情報保護制度の概要をお知らせし、昨年度の運用状況を報告します

□情報公開制度とは

情報公開制度は、市が保有する公文書を市民の皆さんからの求めに応じて公開し、市政の透明性を確保するための制度です。

□個人情報保護制度とは

個人情報保護制度は、市が保有する個人情報を適正に管理し、利用するための方法などを定め、市民の個人情報に関する権利を守るための制度です。

□開示請求をするときは

①公開の対象となる文書

市が現に保有している文書で、公文書として組織的に用いられているものが、公開の対象となります。

②文書の公開を求めることができる方

情報公開制度による開示請求は、市内在住・在勤の方や市の事業に利害関係がある方などが行うことができます

(それ以外の方でも、任意的開示の申し出をすることができます)。

個人情報保護制度による開示請求は、原則として市が保有する個人情報の本人の方に限られます。

③開示請求の方法

情報公開コーナーにある公文書開示請求書または自己情報(開示・訂正・削除・中止)請求書に必要事項を記載し、提出してください。公文書開示請求書と自己情報(開示・訂正・削除・中止)請求書は、市HPからのダウンロードが可能です。

また、情報公開制度による公文書の開示請求は、市HP(公文書検索システム)から文書を検索したうえで行うこともできます。

④開示・不開示の決定

請求があった日の翌日から14日以内(30日を限度に延長する場合などあり)に、開示するかどうかを決定し、書面

などでお知らせします。

⑤救済の手続き

決定に不服があるときは、一定の期間内であれば異議申し立てをすることができます(任意的開示の申し出を除く)。この異議申し立ては、内容によって西東京市情報公開審査会または西東京市個人情報保護審査会に諮問されます。市では審査会の答申を尊重して、再度開示・不開示を決定します。

また、決定について処分取り消しの訴えを提起することもできます。

◆情報公開コーナー(両庁舎1階)

市で発行する資料をご覧いただけます。

□利用時間 月～金曜日午前8時30分～午後5時(祝日および年末年始を除く)

◆公文書検索システム

市HPから、市が保有する公文書の検索や情報公開制度による開示請求を行うことができます。

またご希望の方は、情報公開請求に

より開示された文書を自宅のパソコンで閲覧することもできます。

詳しくは、市HPをご覧ください。

平成23年度の実施状況

□情報公開制度の運用状況

公文書開示請求などの件数	合計	156件
	【内訳】	
	全部開示決定	105件
	一部開示決定	22件
	不開示決定	21件
取り下げ	8件	
異議申し立て	0件	

□個人情報保護制度の運用状況

自己情報開示請求件数	合計	4,214件
	【内訳】	
	承諾(全部開示)	4,180件
	不承諾(不開示)	26件
	一部承諾(一部開示)	5件
取り下げ	0件	
却下	3件	
異議申し立て	5件	
自己情報訂正などの請求件数	合計	0件